

JIOわが家の保険

住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準に関する Q & A

(2018年9月 改訂版)



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 日本住宅保証検査機構

【ご案内】

「住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準(以下「設計施工基準」という)」は保険契約申込みを行う住宅の設計施工に関して保険契約申込者が守るべき最低限の基準(基本的な考え方)が示されています。

設計施工基準は全ての住宅瑕疵担保責任保険法人で統一(2009年7月1日より運用)されておりますが、本Q&Aでは「JIOわが家の保険」への申込みを行う住宅を対象としたご質問と回答を取りまとめた資料です。

わかりやすく内容をご理解いただくため、現在住宅業界に普及している一般的な設計施工方法を参考図として示しています。設計施工基準に記載がない内容については強制するものではありません。

「JIOわが家の保険」への申込みを行う住宅の設計施工に関係する皆様に遵守すべき設計施工基準の内容をご理解いただくための資料となっております。是非本Q&Aをご活用いただきますようお願い致します。

※本Q&Aにおいて、設計施工基準に記載のある用語(部位、名称など)は同じ表記としています

JIOわが家の保険 住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準に関する Q&A 改訂の内容
(2018年09月 改訂版)

改訂の内容は以下のとおりとなります。
設計施工基準自体の改訂はございません。

■改訂内容一覧(2013年11月～)

改訂 番号	Q&A 掲載No.	改訂 種別	改訂内容
1	3-1	新設	・設計施工基準により難しい仕様の保険申し込み(3条申請)についてのQ&Aを新設 ⇒3条申請の概要を記載しました。
2	4-1	改訂	・現地調査チェックシートが使用できる範囲「階数2以下の戸建て木造住宅に限り、」を追記しました。
3	6-3	新設	・「ベタ基礎配筋表」におけるスラブスパンについてのQ&Aを新設 ⇒スラブスパンは内法寸法で考えてよいことを記載しました。
4	6-4	新設	・基礎立上り部分の配筋についてのQ&Aを新設 ⇒保険独自の基準はないことを記載しました。併せて主筋と補強筋(せん断補強筋)の緊結方法の例を記載しました。
5	6-5	改訂	・「構造耐力性能については別途ご検討が必要です」を追記しました。
6	7-3	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
7	7-5	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
8	7-6	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
9	7-7	改訂	・文言を見直しました。
10	7-8	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
11	7-9	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
12	7-10	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
13	8-5	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
14	8-7	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
15	8-9	改訂	・文言を見直しました。
16	8-11	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
17	8-12	改訂	・文言を見直しました。
18	8-13	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
19	8-14	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
20	9-2	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
21	9-3	改訂	・掲載図を削除(No.11-1へ直塗工法の図を掲載したため)しました。
22	9-4	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
23	9-5	新設	・壁貫通口等が防水紙を貫通する場合の防水措置についてのQ&Aを新設 ⇒シーリングによる防水措置では不可であることを記載しました。(防水テープを用いて密着することは設計施工基準に記載のとおりであるが、分かりやすく参考図を交え解説しました。)
24	10-1	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
25	10-9	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
26	11-1	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
27	11-2	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
28	11-3	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
29	11-4	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
30	14-1	改訂	・掲載図を新設及び文言を見直しました。
31	16-1	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
32	21-1	改訂	・掲載図及び文言を見直しました。
33	22-1	新設	・鉄骨造についての折板屋根の取扱いに関するQ&Aを新設 ⇒木造と同じ取扱いであることを記載しました。
34	7-1	改訂	防水に関する参考資料のご案内を『防水施工マニュアル』に変更しました。(2018.09)

目次

JIOわが家の保険 住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準				Q&A		
章節タイトル	条タイトル	条項号		No.	掲載ページ	
第1章 総則	趣旨	第1条	1項			
	関係法令	第2条	1項			
	本基準により難しい仕様	第3条	1項	3-1	P5	
第2章 木造住宅	第1節 地盤調査及び基礎	地盤調査等	第4条	1項	4-1	P6
			2項	4-2	〃	
			3項	4-3	〃	
		地盤補強及び地業	第5条	1項	4-4	〃
				2項	4-5	〃
				(1)		
			(2)			
			(3)			
			3項			
	基礎	第6条	1項			
			2項	6-1	P7	
			3項	6-2	〃	
	第2節 雨水の浸入防止	屋根の防水	第7条	1項	6-3	〃
				2項	6-4	〃
				(1)	7-1	P8
				(2)	7-2	〃
				(3)	7-3	〃
				(4)	7-4	P8
		バルコニー及び陸屋根の防水	第8条	(2)	7-5	〃
				(3)	7-6	P9
				(4)	7-7	〃
				(5)	7-8	P10
				(6)	7-9	P11
				3項	7-10	P11
1項				8-1	P12	
2項				8-2	〃	
(1)				8-3	〃	
(2)	8-4	〃				
(3)	8-5	〃				
外壁の防水	第9条	(4)	8-6	P12		
		(5)	8-7	P13		
		3項	8-8	P14		
		4項	8-9	〃		
		5項	8-10	〃		
		(1)				
		(2)	8-11	P15		
		(3)	8-12	P18		
		(4)	8-13	〃		
		(5)	8-14	〃		
		1項	9-1	P19		
		2項				
		(1)	9-2	P19		
		(2)	9-3	〃		
(3)						
(4)	9-4	P20				
(5)	9-5	P22				
3項						
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						
(5)						

(次ページ続く)

(次ページ続く)

網掛け部分のQ&Aの掲載はありません

JIOわが家の保険 住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準				Q&A					
章節タイトル	条タイトル	条項号	No.	掲載ページ					
(前ページより続き) 第2章 木造住宅	(前ページより続き) 第2節 雨水の浸入防止	乾式の外壁仕上げ	第10条	10-1	P23				
				10-2	P24				
				1項					
				2項					
				(1)					
				(2)	10-3	P24			
				(3)	10-4	〃			
				(4)	10-5	〃			
				(5)	10-6	P25			
				(6)	10-7	〃			
		3項							
		4項	10-8 10-9	P25 P26					
		湿式の外壁仕上げ	第11条	1項	11-1	P27			
				2項	11-2	P29			
3項									
(1)	11-3			P30					
(2)	11-4	〃							
第3章 鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅	第1節 地盤調査及び基礎	地盤調査、地盤補強及び地業	第12条	1項					
				2項					
				3項					
				4項					
				5項					
	基礎	第13条	1項						
	第2節 雨水の浸入防止	防水工法		第14条	14-1	P31			
					1項				
					2項	14-2	P31		
					3項				
					4項				
					パラペットの上端部	第15条	1項	15-1	P31
					屋根廻りのシーリング処理	第16条	1項	16-1	〃
					排水勾配	第17条	1項	17-1	P32
		排水ドレイン	第18条	1項					
		勾配屋根の防水	第19条	1項					
				2項					
				(1)					
(2)									
(3)									
(4)									
3項									
外部開口部	第20条	1項							
		2項							
シーリング	第21条		21-1	P33					
			1項						
			2項						
			(1)						
			(2)						
			(3)						
			(4)						
			(5)						
			(6)						
			3項						
(1)									
(2)									
第4章 鉄骨造住宅	鉄骨造住宅に係る基準	第22条	1項						
			(1)						
			(2)						
			(3)						
			(4)	22-1	P34				
(5)									
第5章 補強コンクリートブロック造住宅	補強コンクリートブロック造住宅に係る基準	第23条	1項						
			(1)						
			(2)						
			(3)						
			(4)						
(5)									

網掛け部分のQ&Aの掲載はありません

No.	条項号	公開日
質問	回答	

第1章 総則
(本基準により難しい仕様) 第3条

3-1 3条 2013.11.11

設計施工基準により難しい仕様(建材・工法など)ですが、保険申込みは可能ですか。

設計施工基準は保険契約申込みを行う住宅の設計施工に関して守るべき最低限の技術的な基準です。しかしながら、限定的な規程であるため、同基準により難しい建材・工法などを用いた住宅も少なからずあると思われます。そのような住宅においては、より難しい条項の性能が同基準で規程する仕様と同等以上の性能を有することが確認できた場合に限り、その建材・工法などにて引受けを行います。より難しい条項の適用除外(建材・工法などを変更することなく保険を引き受けを行う)の仕組み、手続きをJIOでは「3条申請」と呼んでおり、JIOが設計施工基準と同等以上の性能が確保されていると認めることを「3条確認」といいます。なお、「3条申請」には「個別3条申請」と「包括3条申請」の2種類があり、手続きについては保険契約申込み前をお願いしております。

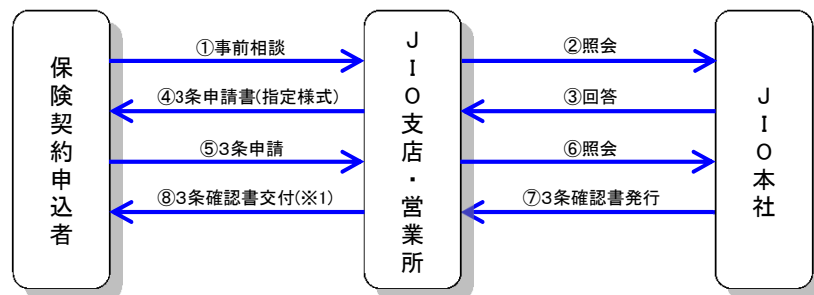
■「個別3条申請」とは・・・

保険契約申込者が物件毎に3条申請の手続きを行うことをいいます。保険契約申込者は、より難しい建材・工法などがある場合、JIOの各支店営業所(取次店を除く)への事前相談及び性能が確認できる書類等のご提出が必要となります。

事前相談内容を踏まえ、上記書類を申請書(指定様式)に添付して3条申請をしていただき、同等以上の性能があると認められる場合は、JIOから3条確認書を交付致します。

なお、3条確認書交付後は保険契約申込み時(物件毎)に3条確認書の写しをご提出願います。(建設住宅性能評価書をもって保険契約申込みを行う場合等は除きます)

参考図3-1-1「個別3条申請」の流れ



(※1) 保険契約申込の際に、3条確認書の写しをご提出願います。

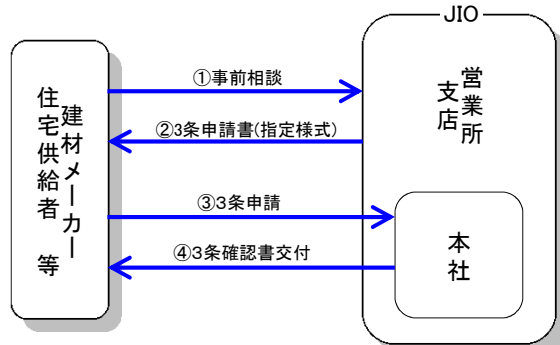
■「包括3条申請」とは・・・

建材メーカーや住宅供給者等が同じ建材・工法などを包括的に3条申請の手続きを行うことをいいます。建材メーカーや住宅供給者等は、より難しい建材・工法などがある場合、JIOの当社・各支店営業所(取次店を除く)への事前相談及び性能が確認できる書類等のご提出が必要となります。

事前相談内容を踏まえ、上記書類を申請書(指定様式)に添付して3条申請をしていただき、同等以上の性能があると認められる場合は、JIOから3条確認書を交付致します。

当該建材・工法などを用いる保険契約申込者は包括3条申請の確認書が交付されていることの事前確認をお願い致します。なお、保険契約申込み時における3条確認書の写しのご提出は任意で構いません。

参考図3-1-2「包括3条申請」の流れ



第2章 木造住宅		
第1節 地盤調査及び基礎		
(地盤調査等)第4条		
4-1	4条1項	2013.11.11
保険契約の申込みを行う住宅は全て地盤調査が必要ですか。	『JIOわが家の保険』の保険契約申込みにあたり、地盤調査を実施していただくことが必要です。また、お申込みの際には「地盤調査報告書(考察を含む)」を提出していただきます。ただし、地盤が岩盤等で地盤調査が実施できない場合や地盤が良好と考えられる場合で、「現地調査チェックシート」に従って行った現地調査の結果 地盤調査が必要ないと判断できる場合には、階数2以下の戸建て木造住宅に限り、本チェックシートを「地盤調査報告書(考察を含む)」の代替とすることが可能です。	
4-2	4条1項	2009.09.14
提出する地盤調査報告書は以前に実施した際の報告書でもよいですか。	基礎仕様および地盤補強の要否・地盤補強工法の判断根拠であれば構いません。ただし、その地盤調査を実施した後に、その敷地および敷地周囲の状況が変化し、設計者が地盤調査が必要と判断した場合は、改めて地盤調査を実施することが必要です。	
4-3	4条2項	2010.04.23
スウェーデン式サウンディング(SWS)試験を行う場合は、必ず4点以上の計測を行う必要がありますか。	スウェーデン式サウンディング(SWS)試験の場合は原則、建築物の4隅付近を含め4点以上で計測を行ってください。ただし、例外として、一団の造成(分譲)宅地においては、その宅地の地盤許容応力度が一樣(バラツキが無い、傾斜していない)と設計者が判断する場合は敷地ごとの調査箇所を4点未満とする等が挙げられます。なお、4点未満とする場合は、事前に各支店営業所(取次店を除く)の保険募集人までご相談ください。	
4-4	4条2項	2010.04.23
標準貫入試験(ボーリング)などを行う場合も4点以上の計測を行う必要がありますか。	実施する地盤調査方法や敷地条件に応じた計測箇所で行ってください。 なお、スウェーデン式サウンディング(SWS)試験の場合は、建築物の4隅付近を含め4点以上で行うことを原則としています(第4条第2項)。	
4-5	4条3項	2009.09.14
地盤調査報告書は保管することが必要ですか。	住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)における瑕疵担保責任の期間(注文者・買主に引き渡した時から10年間)において、適切に保管願います。	

(基礎) 第6条	
6-1 6条2項	2009.09.14
べた基礎の配筋は告示仕様でよいですか。	建設省告示第1347号に則り、設計者の構造耐力上安全であるとの工学的判断に基づいていれば、保険契約の申込みが可能です。
6-2 6条2項	2009.09.14
「べた基礎配筋表」において、想定荷重が異なる場合、「重い住宅」と「軽い住宅」のどちらに分類されますか。	想定荷重を比較し、安全側に判断する必要があります。なお、荷重条件が大きく異なる場合は、「べた基礎配筋表」を用いることが出来ない場合があります。設計者にご相談ください。
6-3 6条2項	2013.11.11
「べた基礎配筋表」において、スラブスパンは基礎立上の芯々寸法ですか。内法寸法ですか。	内法寸法です。
6-4 6条2項	2013.11.11
基礎の立上り部分の配筋について保険独自の基準はありますか。	基礎の立上りの配筋について保険独自の基準は設けていません。建設省告示第1347号や構造計算に則り設計してください。なお、主筋と補強筋(せん断補強筋)の緊結は構造検討の内容に応じて、端部にフックを設けた補強筋を使用する方法や組立鉄筋工法(技術評価を受けた工場におけるスポット溶接)による方法があります。
6-5 6条3項	2013.11.11
基礎の立上り部分の高さは「300mm以上」とすることが必要ですか。	<p>基礎の立上り部分の高さは、土台等の耐久性向上の観点から、設計GLからではなく、地上部分から300mm以上とすることが必要です。ただし、下記のような耐久性向上の対策を施している場合は、この限りではありません。なお、構造耐力性能については別途、構造計算を行い安全性を確認してください。</p> <p>土台等の耐久性向上の対策(参考例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨がかりを少なくする(軒の出を大きくする) ・犬走り等を設けて雨水の跳ね返りを軽減する ・土台水切り等を設け、土台への雨水浸入を防ぐ ・外壁を通気構法とする ・土台に防腐・防蟻効果のある措置を施す(薬剤処理、高耐久樹種を用いる等)

第2節 雨水の浸入防止

(屋根の防水) 第7条

7-1 7条全般

2018.09.01

防水に関する参考資料はありますか。

書籍『防水施工マニュアル(住宅用防水施工技術)2017』(技報堂出版)を販売しており、全国の書店、オンラインショップで購入が可能です。
本書は、当社が住宅瑕疵保証業務開始以来10数年間の雨漏り事故の調査、分析に基づき、不具合傾向を解析し、雨漏りを未然に防ぐことを目的に出版したものです。現場の施工で誤りやすい雨漏りの対策の施工方法等図解を多く盛り込んで現場施工で直ぐ役立てていただけるように解説した内容となっています。

7-2 7条全般

2010.04.23

折板ぶきの屋根は保険契約の申し込みができますか。

保険契約の申し込みが可能です。ふき材製造者が指定する施工方法に基づいて適切な防水措置を施します。ふき材製造者の施工基準において、下ぶき材を要しない場合は、下ぶき材を省略することができます。

7-3 7条1項

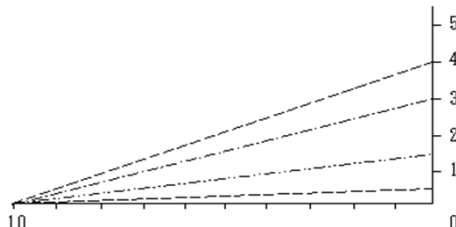
2013.11.11

勾配屋根について、最低の勾配はいくつですか。

勾配は、建設地の気象条件(強風地域、積雪地域など)・屋根形状(切妻、寄棟など)・屋根面積・勾配長さなどの与条件を考慮して、ふき材の種類に適したものとします。
参考図7-3では一般的な最小勾配の目安(参考値)を示していますが、実際の施工にあたっては、屋根材製造所が指定する勾配を確保してください。

参考図7-3 木造住宅の屋根、最小勾配の目安(参考値)

・瓦ぶき	(4/10)
・スレートぶき	(3/10)
・横ぶき ・平ぶき(一文字ぶき、ひしぶき)	(3/10)
・アスファルトシングルぶき	(3/10)
・かわら棒ぶき(心木あり)	(1.5/10)
・長尺かわら棒ぶき(嵌合型、心木なし) ・長尺立馳ぶき(立平ぶき)	(0.5/10)



7-4 7条2項(1)

2010.04.23

屋根下ぶき材「アスファルトルーフィング940」と同等以上の防水性能を有するものを具体的に教えてください。

第7条第2項第(1)項において「JIS A 6005に適合するアスファルトルーフィング940と同等以上の防水性能を有するもの」とは、
①釘穴シーリング性(ステーブルの足周辺の隙間を埋める釘穴シーリング性が良好)
②寸法安定性(雨水の影響による伸縮率が低く、ステーブル周辺部が損傷しにくい)
③折り曲げ性能(棟部や谷部、壁面取り合いなどの折り曲げ部に亀裂が生じにくい)
等について、同等以上の防水性能があるものです。
同等以上の下ぶき材として、アスファルトルーフィング工業会規格「ARK-04s」で定められた品質規格以上の「改質アスファルトルーフィング下葺材」があります。
その他にアスファルトルーフィング1500、合成ゴムルーフィング、透湿ルーフィング等が挙げられます。

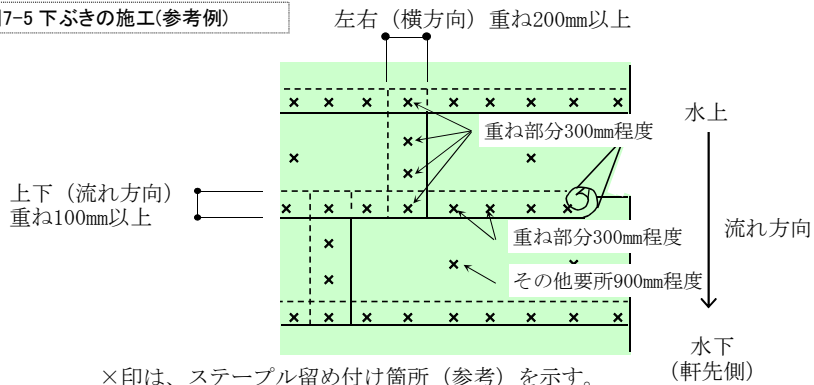
7-5 7条2項(2)

2013.11.11

屋根下ぶき材の施工方法について注意点を教えてください。

下ぶき材は屋根ふき材の間隙から浸入した雨水に対して、屋根ふき材を留め付ける釘などの部分、下ぶき材の重ね部分およびステーブル留め付け部分から、室内への雨漏りおよび野地板への浸水などが生じないように、第7条第2項各号に掲げる数値以上の重ね幅などを確保します。
下ぶき材はステーブルなどで野地板に固定する機会が多く、その作業を「留めつけ(または、仮止め)」と称しています。しかし一旦、瓦、木、吊子などがその表面に施工されると、実質的に下ぶき材は野地板に固定されてしまい、ステーブルの役目は不要となります。
「留めつけ(仮止め)」は作業の安全面や作業効率から必要に応じて行うべきもので、むやみに多数のステーブルを打ち込むことは、下ぶき材を貫通する穴が増えるだけで、防水機能面では好ましくありません。ステーブルの打ち込み数は必要に応じて最小限に留めることが望ましいです。

参考図7-5 下ぶきの施工(参考例)



×印は、ステーブル留め付け箇所(参考)を示す。

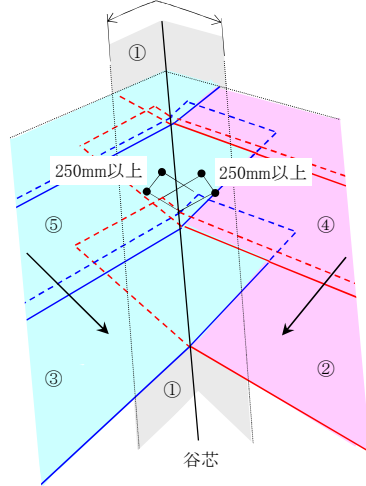
棟部及び谷部の重ね合わせ寸法について、ふき材製造者の基準が「100mm以上」としている例があります。この場合でも「250mm以上」で施工しなければならないのですか。

「100mm以上」とすることは可能です。第7条第2項第(3)号「ただし書」において「ふき材製造者の施工基準によること」とすることが出来ます。ふき材製造者の施工基準において「下ぶき材の材質」や「納まり」などについて雨水の浸入を防ぐ措置が施された例があります。増し張りをを行う例(重ね合わせ寸法は250mm以上で作成しています)を下に示します。

参考図7-6-1 谷部の先増し張り(参考例)

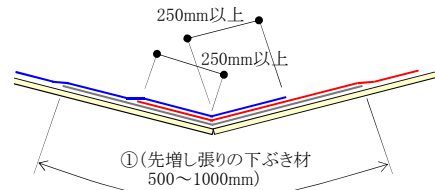
①(先増し張りの下ぶき材 500~1000mm)

施工手順:先増し張りの場合



- ① 先増し張り
- ↓
- ②③ 交互に張る
- ↓
- ④⑤ 交互に張る

先増し張りの下ぶき材:
目安として、アスファルトルーフィング工業会規格「改質アスファルトルーフィング下葺材 ARK-04s」と同等以上の防水性能を有するものとする。

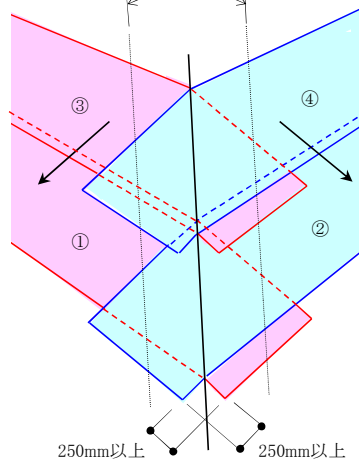


参考図7-6-2 棟部の増し張り(参考例)

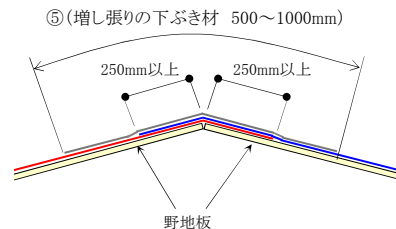
⑤(増し張りの下ぶき材 500~1000mm)

【交互に張る場合】(3.5/10勾配 参考図)

施工手順:増し張りの場合



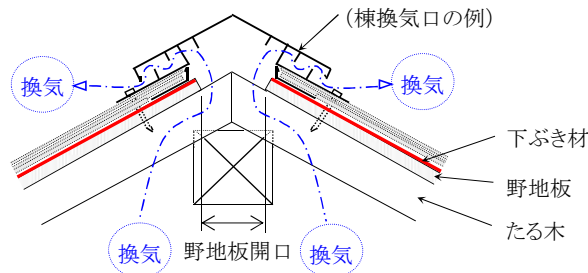
- ①② 交互に張る
- ↓
- ③④ 交互に張る
- ↓



棟換気口等の棟部は、下ぶき材を250mm以上の左右折り掛けにできませんが、どう考えればよろしいですか。

棟換気口の取合い部については「下ぶき材250mm以上の左右折り掛け」を適用しないことが出来ます。施工にあたっては、屋根材製造所が指定する施工方法に基づいて適切な防水措置を施します。

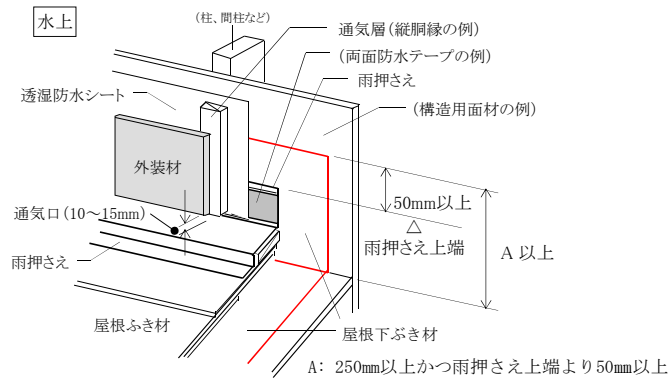
参考図7-7 棟換気口の納まり(住宅屋根用化粧スレートぶきの参考例)



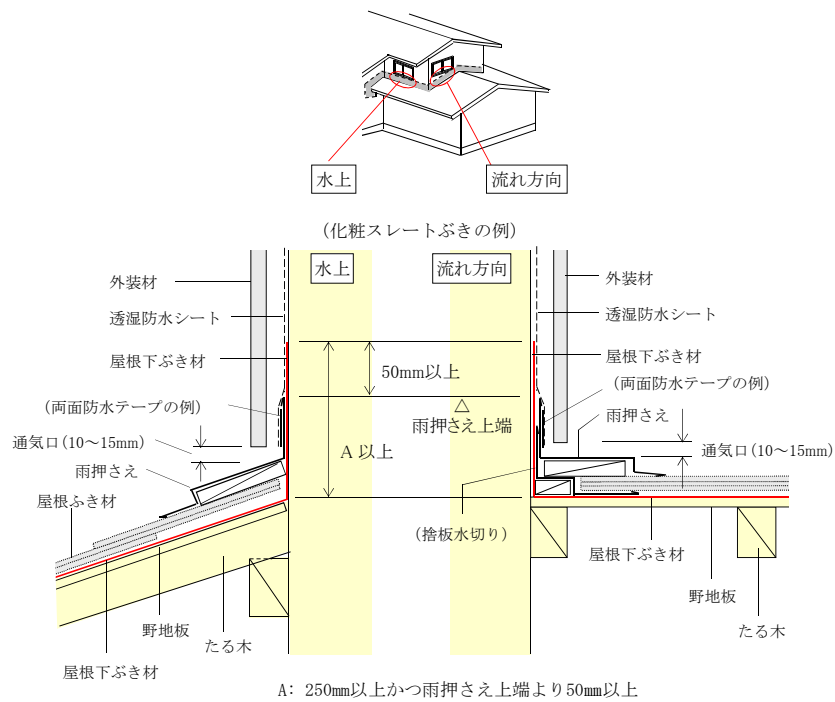
壁面の下ぶきの巻き返し長さを「250mm以上かつ雨押さえ上端より50mm以上」とする理由と、他に注意する点を教えてください。

屋根と外壁の取合い部は雨水が浸入しやすいため、下ぶきと防水紙の連続施工が必要です。下ぶきは雨押さえ上端より50mm以上巻き返し、防水紙は外装材の下端付近まで張り下げること、目安として下ぶき材と防水紙の上下重ね合わせを90mm程度確保することができます。
 なお、下ぶきは雨押さえを飛び越した雨水(吹き上げ、毛細管現象等)を受け止め、軒先まで流し切る機能も兼ねています。下ぶき材にたるみ・しわ・波うちなどが生じないように、壁面立上り部に下地材(構造用面材、ラス下地板、受材など)を設けることが望ましいです。

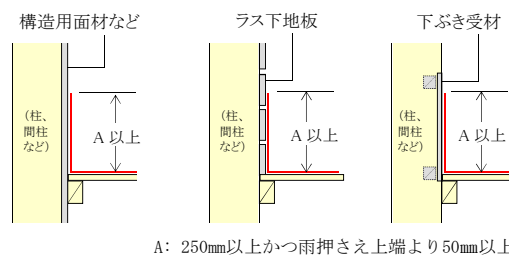
参考図7-8-1 屋根面と壁面立上り部の巻き返し長さ(住宅屋根用化粧スレートぶきの参考例)



参考図7-8-2 屋根面と壁面の取合部断面(住宅屋根用化粧スレートぶきの参考例)



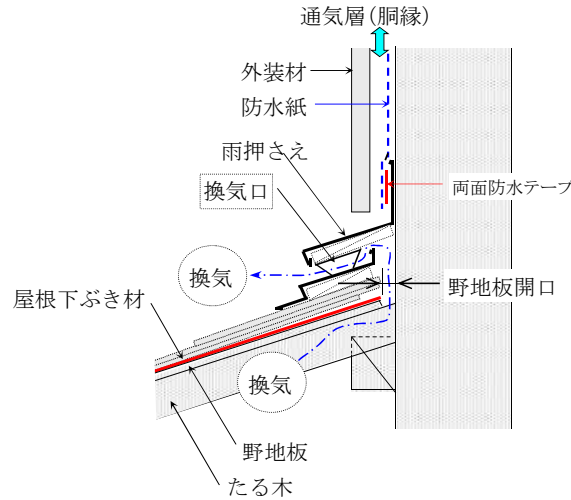
参考図7-8-3 壁面立上り部に屋根下ぶき材の下地材を設けた参考例



雨押さえに換気口を用いる場合、下ぶきを「250mm以上かつ雨押さえ上端より50mm以上」巻き返すことができません。保険契約の申し込みができますか。

保険契約の申し込みが可能です。換気口製造所の施工基準において、雨水の浸入を防止するために適切な止水措置を施す施工方法である場合は、当該基準によることができます。
なお、この場合の下ぶきは「250mm以上かつ雨押さえ上端より50mm以上」の巻き返しを要しません。換気口製造所が指定する施工方法に基づいて適切な防水措置を施します。

参考図7-9 壁換気口の納まり(住宅屋根化粧スレートぶきの参考例)



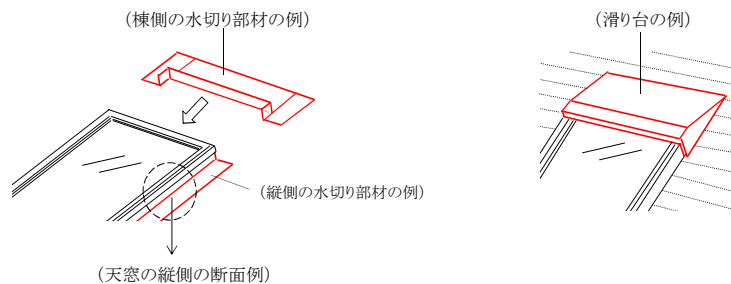
天窓の施工で注意する点を教えてください。

天窓はその種類に応じて、使用可能な屋根勾配の範囲が定められているため、各製造所が定めた屋根勾配を遵守します。天窓周囲に用いる水切りなどは、屋根材に適したものを使用し、各製造所が指定する施工方法に基づいて適切な防水措置を施します。

参考図7-10 天窓周囲の防水措置(参考例)

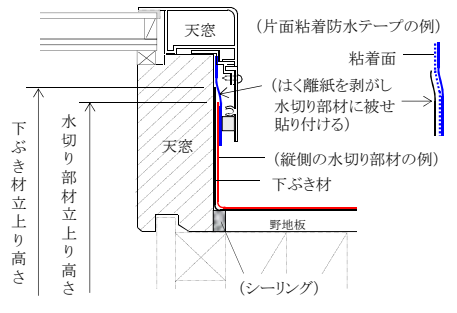
ポイント

- ・天窓周囲の屋根は、天窓製造所が指定する葺き方及び勾配を遵守する。
- ・天窓まわりの水切りは、建設地の降水量及び積雪量・雪質に応じた適切な形状とする。
- ・天窓の周囲は、天窓製造所が指定する施工方法を遵守し、防水テープ等を用い水切り部材等と連続性を確保する。



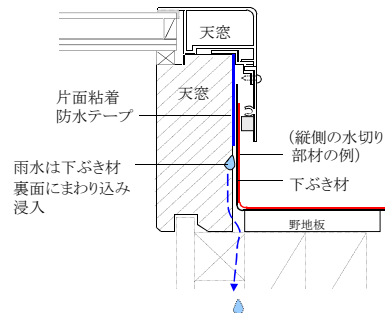
【望ましい例】

工場組み込みの防水テープを水切りと連続施工(防水テープが水切りに貼りかかっている)



【望ましくない例】

防水テープと水切りの不連続施工



JIOわが家の保険
住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準に関する Q&A

2009年 9月14日 初版発行
2010年 4月23日 第1次改訂版発行
2013年11月11日 第2次改訂版発行
2018年 9月 1日 第3次改訂版発行

※本書の一部または全部の無断転写、複製、転載を禁止します

 国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 日本住宅保証検査機構